

**第3次つるが男女共同参画プラン
平成30年度年次報告書**

**敦賀市企画政策部市民協働課
男女共同参画室**

目 次

■	平成30年度 施策の実施状況について	_____	1
■	平成30年度 取組課一覧	_____	2
■	年次報告書 概要と見方について	_____	3
■	平成30年度 年次報告書	_____	4~62
	・ 基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる	4
	・ 基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える	18
	・ 基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる	41
	・ 基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する	53

平成30年度 第3次つるが男女共同参画プランにおける施策の実施状況

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

具体的 施策数	計画項目数	15	事業数	取組課
5	着手項目数	14	29 事業	10 課
	実施率	93%		

基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える

具体的 施策数	計画項目数	22	事業数	取組課
8	着手項目数	19	59 事業	17 課
	実施率	86%		

基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

具体的 施策数	計画項目数	16	事業数	取組課
7	着手項目数	16	29 事業	6 課
	実施率	100%		

基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と 進行管理の体制を構築する

具体的 施策数	計画項目数	18	事業数	取組課
7	着手項目数	18	23 事業	5 課
	実施率	100%		

合 計

具体的 施策数	計画項目数	71	事業数	取組課
27	着手項目数	67	140 事業	38 課
	実施率	94%		

第3次つるが男女共同参画プラン 取組課一覧

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

市民協働課、三島会館、生涯学習課、健康推進課、長寿健康課、児童家庭課、学校教育課、図書館、観光交流課	9
--	---

基本目標2 男女共同参画のための生活環境を整える

市民協働課、健康推進課、児童家庭課(児童文化センター、子育て総合支援センター含む)、生涯学習課、学校教育課、長寿健康課、地域福祉課、住宅政策課、環境廃棄物対策課、総務課、危機管理対策課、図書館、商工貿易振興課、都市政策課、清掃センター	17
---	----

基本目標3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

病院総務企画課、市民協働課、総務課、児童家庭課、商工貿易振興課、農林水産振興課	6
---	---

基本目標4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理を構築する

市民協働課、児童家庭課、総務課、秘書広報課、情報管理課	5
-----------------------------	---

計	37 課
----------	----------------

年次報告書 概要と見方について

つるが男女共同参画プラン

敦賀市において、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。第3次プランは、平成28年3月に策定され、計画期間を平成28年度から令和2年度までとしています。

平成30年度年次報告書

平成30年度の敦賀市における、男女共同参画の推進に関する行政の取組(市の施策・事業)の実施状況を明らかにした報告書です。

■年次報告書の見方

第3次つるが男女共同参画プランは、次の例示※1、※2、※3、※4のように、まず、4つの「基本目標」を定め、順次、「基本課題(1)～(16)」、「施策(1)～(27)」、「計画項目」と細分類化した上で、各「計画項目」毎に、「実績」「成果・課題」欄を設け、次のA・B・C・Dに基づき、担当課において評価し、次年度事業の方向性を示しております。

※1 基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

男女共同参画社会とは、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を発揮できる社会です。

※2 基本課題 (1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。

評価欄	A：男女共同参画の視点から見て、例年以上の大きな成果があった C：男女共同参画の視点から見てあまり成果がなかった	B：男女共同参画の視点から見て、例年並みの成果があった D：男女共同参画の視点から見て成果がなかった	
方向性欄	△：事業内容を充実させる 新：新規に取り組む	→：事業内容を維持する 継：継続する	▽：事業内容を縮小する 完：完了した 廃：廃止する

※3 施策1 日頃からその人らしさと能力を尊重する

※4

計画項目	取り組みの概要	平成30年度		担当課 評価			
		実績	成果/課題			次年度	方向性
① 人権尊重に関する啓発を充実する	a 市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、人権尊重に関する啓発を充実します。	◀男女共同参画推進事業▶ ・男女共同参画講座の開催 7回 延べ 433人参加 (男女共同参画推進講座、男女共同参画推進員研修会、デートDV防止講座、DV被害者支援専門研修会) ・男女共同参画啓発パネル展の開催(市役所)	市民、地域推進員、事業所推進員、市内中学生、市窓口業務担当者といった様々な対象向けに男女共同参画講座を開催し、人権尊重に関する啓発を充実した。課題として、出前講座等人が集まっている所に出向いて啓発をしていく取組みの必要性を感じる。	継	↗	市民協働課	B

第3次つるが男女共同参画プラン 具体的施策実施報告

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

わたしたちが実現すべき男女共同参画社会とは、女性も男性も、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、個性や能力を発揮できる社会です。そこで、男女が個人として尊重され、多様な生き方を選択できるよう、人権尊重の意識啓発を推進します。
また、DVをはじめ、多様化しているあらゆる暴力を防止し、被害者への支援体制を整え、安心して暮らせるようにします。
さらに、個人の自由な生き方が選択できる、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

基本課題（1）お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

日頃からお互いの人権を尊重するためには、あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みが求められます。
本市では、人権尊重に関する啓発を充実させ、固定的な価値観にとらわれない行動を促進していきます。
また、女性の人権に関わるものとしてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性特有の健康と権利）等についての認識が広がるよう取り組みます。
暴力が主に女性や子ども、高齢者、障がい者などに向けられることや、暴力の形態が多様化している背景を踏まえ、相談しやすい体制等を整備し、被害者への支援を充実させます。
特に、未成年者の間でも起こるデートDVについては、被害、加害の双方を防止するため、大学、高校、中学校における啓発を行います。

男女共同参画審議会 評価コメント

○男女共同参画プランでの人権尊重は、男女がお互いを尊重し合うことである。
○男女がお互いの人権を尊重し合う関係を築いていくためには、お互いの理解と性差別・性犯罪、DV・セクハラ等、人権侵害を許さない社会の醸成が必要である。

施策1 日頃からお互いの人権を尊重する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 人権尊重に関する啓発を充実する	a	<p>市民や男女共同参画推進員を対象に講座や研修会を開催し、人権尊重に関する啓発を充実します。</p> <p>《男女共同参画推進事業》 ・男女共同参画推進講座 演題 「男性が介護するということ～男女が共に介護を担う時代～」 講師 立命館大学 産業社会学部現代社会学科 教授 津止 正敏 氏 日時 平成30年12月14日(金)13時30分～15時30分 参加者 18名 内容 講師の実体験を織り交ぜ性別に関係なく介護に取り組むための意識改革を目的とした講座</p> <p>・事業所推進員研修会 演題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」 講師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美 氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント) 日時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分 参加者 27名 内容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について</p> <p>・地域推進員研修会 演題 「コミュニケーションで発言力を磨く～男女の意見の尊重～」 講師 株式会社 宙 代表取締役 栗栖 佳子 氏 日時 平成31年3月12日(火)13時30分～15時30分 参加者 21名 内容 コミュニケーションを通じて地域での男女共同参画推進について</p>	<p>男女共同参画推進講座では男性介護者の人権について、推進員研修会では地域及び事業所それぞれで広く人権について学ぶ機会を設けることができた。人権に関する啓発を広く行うため、事業終了後、敦賀市ホームページで内容や様子を掲載した。 人権を尊重し、性別に関係なく活躍することを支援する講座を今後も開催していきたい。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	<p>人権週間にあわせて、啓発活動を実施します。</p> <p>《人権擁護啓発事業》 人権擁護委員及び幼稚園児による街頭での啓発チラシ等の配布</p>	<p>広く一般の方に人権啓発を行うことができた。</p>	継	→	三島会館	B

① 人権尊重に関する啓発を充実する	c 深い認識と実践力を持った指導者を育成し、様々な人権問題の早期解決に向けて、日常生活の中に活かせる人権感覚を身につけるための教育啓発活動を一層推進します。	<p>《福井県人権教育指導者研修会》</p> <p>5月31日・6月1日に「バレア若狭」にて同内容で開催。本市から2日間で35名が参加。演題「部落問題と向き合う若者たち」の講演を受け、テーマ「差別について考える」で体験的参加型学習を行った。</p>	講演は、結婚差別の事例を通して、現在もなお部落問題が存在することや、部落問題に向き合う若者たちの生き方を主題としたものであった。分科会では結婚差別や身元調査などの部落差別が温存されていることについて、また、福井県の結婚忌避に関する調査で、結婚に反対する割合が増えていることなどについて話し合い、頭ではわかっているが、なかなか行動に移せない弱さがあること、自分とは異なる意見を尊重することが極めて大切であることなどを学ぶ機会となった。 参加者が各職場で啓発活動ができるかが課題。	継	→	生涯学習課	B
② 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする	a 性別で役割分担を決めず、お互いにその価値観を尊重して行動しましょう。	《市民の取り組み》	—	—	—	—	—

③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性特有の健康と権利)等について学ぶ	a	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、女性の健康と権利に関する認識や理解の向上を図ります。	<<男女共同参画推進事業>> ・DV被害者支援専門研修会 演題 「一時保護における支援と現状～支援者に求められることは～」 講師 福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課 課長 芝康弘氏 日時 平成30年11月7日(水)13時30分～15時00分 参加者 62名(女性相談窓口と連携している窓口担当課と関係課職員) 内容 DVに関する専門知識について ・敦賀市内中学校(5校)高校(3校)へデートDV防止、相談窓口案内の啓発ポスター及び啓発冊子を配布	女性の健康と権利が侵害された時に相談を第一線で受ける可能性のある窓口各課職員等を対象に研修会を開催し、必要となる専門知識を学ぶ機会を設けることができた。 中学校・高校への啓発冊子の配布によって、若年層に女性の健康と権利について、理解の促進を図ることができた。 リプロダクティブ・ヘルス/ライツは重要な権利なので今後も継続して啓発に努める。 今後は市民対象の啓発を図りたい。	継	→	市民協働課	B
	b	女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう、女性のライフステージに対応した課題について、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い支援します。	<<健康相談等事業>> センター来所者や電話相談等、随時相談を行った。	対象となる年齢層は、乳幼児から高齢者と幅広く、今後もあらゆる場面において、適切な職種による相談を継続していく。	継	→	健康推進課	B

施策2 あらゆる暴力を防止・根絶する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実 績	成果/課題	次年度	方向性		
① 多様化する暴力からの被害者保護・支援についての啓発を充実する	a DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、DVからの被害者保護・支援についての啓発を充実します。	<<男女共同参画推進事業>> ・DV防止講座 演 題 「男性からの相談対応研修～なぜ男性相談は必要なのか～」 講 師 オフィスよしおか 代表 吉岡 俊介 氏 日 時 平成30年7月11日(水) 13時30分～15時30分 参加者 51名(幼稚園、保育園園長、市職員) 内 容 男性の立場からのジェンダー問題を考える講座 ・DV被害者支援専門研修会 演 題 「一時保護における支援と現状～支援者に求められることは～」 講 師 福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課 課長 芝康弘 氏 日 時 平成30年11月7日(水)13時30分～15時00分 参加者 62名(女性相談窓口と連携している窓口担当課と関係課職員) 内 容 DVに関する専門知識について	全国的に増加している男性からの相談、男性の立場から見たジェンダー問題について知識を深める機会を設けることができた。 DVの早期発見、被害防止のために、相談関係各課を対象に研修会を実施し、各機関の役割を再確認するとともに一時保護についての知識を深めることができた。 今後も参加者の声を反映し、様々な方面から啓発を行う。	継	→	市民協働課	B
② 相談体制を充実し、被害者への支援を行う	a 男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。また、複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談体制を充実させ、被害者への支援を行います。	<<相談事業>> ・相談員3名 ・相談日 毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 8時30分～17時15分 第1・第3金曜日 20時00分まで 相談総件数146件(うちDV22件) ・関係機関との連携を実施 ・相談業務関係窓口担当者連絡会を改め、窓口担当者連絡会とし、連絡会の開催及び研修案内を実施(1回) ・相談対応マニュアルの改訂 ・窓口担当者用DV対応マニュアルの作成及び配布 ・DVによる避難者の手続き案内冊子を作成し、窓口担当者に配布	複雑多様化する相談内容に対応するため、相談員を1名から3名に増員し、相談者に寄り添った対応ができた。 相談対応マニュアル等を窓口担当者等へ配布することにより体系の構築を図り、相談員間及び関係機関において連携を密に取り合うことができた。	継	→	市民協働課	A

③ 通報体制を確立し被害者を保護・救済する	a	複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、通報体制を確立します。	<<相談事業>> ・関係機関(二州健康福祉センター、敦賀警察署等)と連携して実施	相談の内容に合わせて適切な関係機関を判断し、迅速な対応を行った。 今後もそれぞれの機関の役割を最大限発揮できるように、連携を密に行っていきたい。	継	→	市民協働課	B
	b	DV被害者を保護・救済するため、通報体制を確立し、関係部署の連携を図ります。	<<関係部署の連携>> ・関係機関の情報を収集し、必要に応じて配偶者暴力被害者支援センター(二州健康福祉センター)等への同行支援を行った。	連携強化によって、迅速な対応ができた。今後もより一層関係機関との連携を充実させたい。	継	→	市民協働課	B
④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する	a	DV被害者支援専門研修会及びデートDV防止講座を開催し、デートDVや子どもへの暴力などの被害防止や被害者保護・支援についての啓発を充実します。	<<男女共同参画推進事業>> ・DV防止講座 演題 「男性からの相談対応研修～なぜ男性相談は必要なのか～」 講師 オフィスよしおか 代表 吉岡 俊介 氏 日時 平成30年7月11日(水) 13時30分～15時30分 参加者 51名(幼稚園、保育園園長、市職員) 内容 男性の立場からのジェンダー問題を考える講座 ・DV被害者支援専門研修会 演題 「一時保護における支援と現状～支援者に求められることは～」 講師 福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課 課長 芝康弘 氏 日時 平成30年11月7日(水)13時30分～15時00分 参加者 62名(女性相談窓口と連携している窓口担当課と関係課職員) 内容 DVに関する専門知識について	全国的に増加している男性からの相談、男性の立場から見たジェンダー問題について知識を深める機会を設けることができた。 DVの早期発見、被害防止のために、相談関係各課に研修会を開催し、一時保護の知識を深めることができた。	継	→	市民協働課	B

④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する	b	<p>複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。</p> <p>特に、相談者または関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携し、デートDVや子どもへの暴力など若年層の被害を防止します。</p>	<p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携して実施 ・要保護児童対策地域協議会参加7回(部会が分かれた為参加回数減) ・地域包括支援センターとの連携 	<p>関係機関との連携を密にすることにより、相談者の悩みに応じて迅速な対応ができた。</p> <p>迅速な対応をするために、より一層関係機関との連携を密にすることが必要である。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	同上	<p>《高齢者権利擁護連絡協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 年2回 ・実務担当者会議 年2回 <p>《高齢者虐待への対応》</p> <p>対応実件数 48件</p> <p>《高齢者虐待防止の啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報つるが12月号に特集記事を掲載 	<p>地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携し高齢者虐待への対応を行った。</p> <p>協議会では、事例検討や高齢者の権利擁護に関する課題の協議や普及啓発のための成年後見制度研修会の検討などを行い、関係機関との連携に努めた。</p> <p>市民に対しては広報誌により、高齢者虐待の種類等を掲載し普及・啓発に努めた。</p> <p>今後も関係機関との連携強化、市民への普及啓発に努め、高齢者の権利擁護の推進に取り組んでいく。</p>	継	→	長寿健康課	B
	c	<p>要保護児童の早期発見及び適切な保護、さらに、要支援児童等の適切な支援を行うため、要保護児童地域対策協議会の運営や児童虐待の予防、早期発見・対応のための啓発活動を行います。</p>	<p>《要保護児童対策地域協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 年1回 ・実務者会議 年10回 ・個別ケース検討会議 年32回 ・児童虐待防止講演会 年1回 	<p>実務者会議や個別ケース検討会議が円滑に運営されるよう各機関の代表者による代表者会議を開催した。実務者会議や個別ケース検討会議において、関係機関で情報を共有し、必要な支援内容や方向性を協議するとともに、役割分担をし連携しながら継続的な支援を行った。</p> <p>要保護児童対策地域協議会では、管理ケースの把握を行うとともに支援状況を関係機関で共有し、連携を図った。</p>	継	→	児童家庭課	B

④ DVやデートDV、子どもや高齢者などへの暴力などを防止する	d	<p>広報紙にて、虐待を予防するためにできることや虐待通告が義務であること等を周知するとともに、通報先を掲載します。</p>	<p>《児童虐待についての広報活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報敦賀掲載 年1回 ・関係機関等での虐待防止啓発ポスター掲示 ・市役所市民ホール等での児童虐待及びDVIに関する啓発資料展示 	<p>児童虐待防止推進月間(11月)に合わせ、広報敦賀11月号に啓発記事を掲載。また、市民協働課(女性に対する暴力をなくす運動)と共同で、市役所市民ホールとオルパークにて啓発パネルを作成し啓発資料の展示を行い、市民への周知を図った。</p>	継	→	児童家庭課	B
	e	<p>家庭における適正な児童養育、児童福祉の向上のため相談体制の充実を図ります。</p>	<p>《家庭児童相談室運営事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待専門研修会を受講 ・保健師1名、臨床心理士2名、家庭児童相談員2名配置 	<p>児童虐待専門機関等での専門研修を受講し、専門知識の向上を図った。</p>	継	→	児童家庭課	B

基本課題（２）人権尊重の教育を推進する

人権尊重の意識啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層において重要となります。

特に、子どもの頃からの取り組みが高い成果を得られるため、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして個性と能力を発揮できるよう、学校などと連携していきます。

また、生涯学習の場においても人権尊重の啓発を進め、市民が人権尊重について学べる機会を充実させます。

さらに、「交流拠点都市 敦賀」として多様な価値観の人々と交流できる特性を活かし、国際交流の場を通じて人権尊重を推進します。

男女共同参画審議会 評価コメント

○各世代に向けた男女共同参画の啓発を今後も継続して行っていただきたい。

施策3 人権に関する教育を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 人権を尊重した多様な教育を実施する	a 小中学校における人権教育推進計画に則り、一人一人の人権を尊重した教育を実施します。	≪小中学校における人権を尊重した教育の実施≫ ・各小中学校において、平成30年度人権教育推進計画を策定し、人権教育目標、各教科における人権教育の取組、教職員の研修等の計画を定め、人権を尊重した教育を実施した。	道徳以外の教科においても人権に関する教育を実施することができた。 教職員の研修を通して、気がかりな児童生徒について情報交換会を設けるなどして共通理解を持つことができるようになった。	継	→	学校教育課	B
	b 中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止等の人権尊重を啓発します。	≪男女共同参画推進事業≫ ・敦賀市内中学校(5校)高校(3校)へデートDV防止、相談窓口案内の啓発ポスター及び啓発冊子を配布	各学校へ啓発ポスター及び啓発冊子を配布し、若年層への啓発を行った。	継	→	市民協働課	B

② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する	a 様々な環境的要因により学校生活に不適應を起している児童・生徒及び保護者との関わりを持ち、環境改善をするためのスクールソーシャルワーカーを配置します。	《ソーシャルワーカー配置事業》 ・様々な環境的要因により学校生活に不適應を起している児童・生徒及び保護者との環境改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を行った。 配置人数2名、市内小中学校等への訪問件数232回	各校を定期訪問し、教員等から直接、初期の段階で気がかりな児童生徒の情報を把握することができた。 初期の段階から気がかりな児童生徒の情報を把握し、その後の解決あるいは未然防止において迅速かつ適切な対応ができた。	継	→	学校教育課	B
	b 市内の小中学校に在学する不登校の児童・生徒や保護者、その他特別な事情のある者に教育相談、訪問指導、適応指導等、不安解消に向けた相談を行います。	《ハートフル・スクール管理運営事業》 ・スクールカウンセラーや指導員により、個別カウンセリング、集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めるとともに、各校への訪問指導や保護者への教育相談を行った。 ・いじめの早期発見、早期対応、未然防止等の対応を図るため、相談員を配置し、電話相談及び関係機関と連携した支援活動を行った。 電話・メール相談 300件、面接相談176件	個別カウンセリング・集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めると共に、各校への訪問指導や保護者への教育相談指導を行い、集団への適応力を培うことができた。 積極的に学校等を訪問し、児童生徒の不安解消に適應した相談事業を実施し、児童生徒の不安解消の大きな助けとなった。	継	→	学校教育課	B
③ 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う	a 小中学校におけるキャリア教育を推進します。小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定します。中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとします。	《小中学校における進路指導等》 ・小学校では、様々な職業の見学や体験を通じ、働くことを意識したカリキュラムを設定した。 ・中学校では、希望する職業を実際に体験する社会体験活動を実施し、自ら進路を考えるきっかけとした。	小学生が様々な職業の見学や体験をすることができた。 中学校2年生を対象に希望する職業を実際に体験する社会体験活動事業を実施し、自ら進路を考えるきっかけとなった。	継	→	学校教育課	B
④ 子どもの頃からの男女共同参画の理解を推進する	a 中学生、高校生、大学生といった若年層を対象に、デートDV防止講座を開催し、男女共同参画の理解を推進します。	《男女共同参画推進事業》 ・敦賀市内中学校(5校)高校(3校)へデートDV防止、相談窓口案内の啓発ポスター及び啓発冊子を配布	デートDVに関する図書を市内中学校・高等学校の図書室への設置を依頼し、市内各中学校及び高校生に広く啓発することができた。 若年層への啓発活動を行うためにも、継続して学校との連携が必要である。	継	→	市民協働課	B

施策4 生涯学習などで人権尊重・平等の啓発を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のため、男女が同じ考えを共有できる講座を開催します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>・男女共同参画推進講座 演題 「男性が介護するという事～男女が共に介護を担う時代～」 講師 立命館大学 産業社会学部現代社会学科 教授 津止 正敏 氏 日時 平成30年12月14日(金)13時30分～15時30分 参加者 18名 内容 講師の実体験を織り交ぜ性別に関係なく介護に取り組むための意識改革を目的とした講座</p> <p>・事業所推進員研修会 演題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」 講師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美 氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント) 日時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分 参加者 27名 内容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について</p> <p>・地域推進員研修会 演題 「コミュニケーションで発言力を磨く～男女の意見の尊重～」 講師 株式会社 宙 代表取締役 栗栖 佳子 氏 日時 平成31年3月12日(火)13時30分～15時30分 参加者 21名 内容 コミュニケーションを通じて地域での男女共同参画推進について</p>	<p>男女共同参画推進講座では、男性介護者の実体験を聞くことで、男性が介護を行う際に直面する課題を学ぶ機会を設けることができた。</p> <p>事業所推進員研修会では、自己のワーク・ライフ・バランスが崩れた時を想像して、男女がお互いを認め合い、助け合うことが重要であることを学ぶ機会を設けることができた。</p> <p>地域推進員研修会では、地域での男女共同参画を進める上で必要となる、男女が互いの意見を認めること、相手の意見を尊重して傾聴することについて学ぶ機会を設けることができた。</p>	継	→	市民協働課	B

<p>① 男女平等などの考えを共有できる講座を開催する</p>	<p>b 市民一人一人の人権意識を高揚し、認識を深めていただくために、生涯学習に関係する各施設(生涯学習課、図書館、少年自然の家、各公民館など)における指導的立場にある者、新採用職員等が参加し、講演とワークショップ(体験的参加学習)を行います。</p>	<p>《生涯学習センター職員研修会》 9月6日に「生涯学習センター」にて実施。生涯学習センター関係職員13名が参加。「ふつう」って何だろう?のテーマで、「ふつう」に含まれる危うさ、多数派が受けている恩恵などについて、体験型の人権ワークショップを中心に研修を行った。</p>	<p>「ふつう」という言葉が使われている状況をいくつか想起し、それらが意図的な差別ではないとしても、自分は普通であると思い込むことで、差別する側に立ってしまう硬直した見方があることに気付く研修を行った。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>B</p>
	<p>c 人権に関して指導的立場にあるものが、持つべき人権感覚の醸成と子どもの人権、同和問題等の知識普及の取り組みを図るため、講習会を開催します。</p>	<p>《敦賀市人権教育指導者研修会》 11月14日に「プラザ萬象」にて実施。教員、市職員、社会教育団体指導者など112名が参加。演題「ちょっと立ち止まって考えてみよう～人権意識の土壌を耕す～」で講演を聴いた。</p>	<p>講師が歩んだ人生の中での出会いや人々との交流を通して、「人権意識の土壌」を耕してこられた実践や、現在も残る差別や偏見の根本にある家庭での「意識の刷り込み」などについて話を伺った。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>B</p>
<p>② 多様な選択を可能にする教育、能力開発、学習機会を充実する</p>	<p>a 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出を実施します。</p>	<p>《男女共同参画関係図書の閲覧及び貸出》 ・男女共同参画関係図書の閲覧及び貸し出しを実施 ①平成30年度新刊 1冊購入 「愛する、愛される」山口 のり子(梨の木舎) ②平成30年度 寄贈 「才能を伸ばす人が使っているコミュニケーション術」栗栖佳子(P ENCOⅢ) 「よりよく生き延びる～3.11と男女共同参画センター～」せんだい男女共同参画センター ・貸し出し図書についてホームページにてPRを行った。 ・デートDVに関する図書(上述①)を市内中学校(5校)、高校(3校)に配布し、図書室への設置依頼を行った。</p>	<p>図書によって、男女共同参画を学ぶ機会を増やすことができた。 また、デートDVに関する図書を市内中学校・高等学校に配布設置することで、より身近なところでデートDVに関する正しい情報を提供することができた。 さらに多くの人へ貸し出しできる機会を増やす工夫が必要である。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>

② 多様な 選択を可 能にする 教育、能力 開発、学習 機会を充 実する	b	生涯学習のまちづくりを 推進するため、市民の 多種多様な学習要求に 応えるとともに、自主的 で活発な学習活動が展 開されるよう、学習機会 の拡充と内容の充実を 図ります。	<p>《主催事業の開催と自主学習の支援》</p> <p>主催講座(英会話、中国語、韓国語、ペン字・筆ペン、パソコン、 チョークアート、マジック)</p> <p>193回 2,992人参加(生涯学習センターにおいて開催)</p> <p>自主学習教室認定 111教室 1,655人</p>	<p>市民の学習の場を提供するとともに、今後も 継続して学習できるよう様々な講座を開講し た。</p> <p>主催講座は「きっかけづくり」の場として行う ことを目的としているが、その次へステップさ れる方が少ないことが課題。</p>	継	→	生涯学習課	B
	c	市民の学習、情報交換 の拠点施設として、市 民の要望に応えなが ら、十分な資料や情報 を収集・提供します。 また、図書資料を計画 的に整備し、きめ細か な蔵書の充実にも努め ながら、市民の利用を 促進します。	<p>《図書館・視聴覚ライブラリーの充実》</p> <p>・図書館における厳選な選書、及び市民のリクエストによる図書や DVD・CDを購入し、一般書架へ配架するとともに、蔵書並びに視 聴覚ライブラリーの充実を図った。</p> <p>平成30年度 蔵書受入冊数 7,984冊 (寄贈等含む)</p> <p>平成30年度 DVD・CD受入本数 173本 (寄贈等含む)</p>	<p>「生涯学習の知の拠点」として、利用者のニ ーズに対応した読書の環境づくりを図り、更に 「まちづくりの拠点」としての機能を加えて、資 料や情報を収集・提供した。</p> <p>今後も、図書館資料を計画的に整備し、蔵 書の充実を図る。</p>	継	↗	図書館	B
③ 国際交 流の場で 人権尊重 を学ぶ機 会をつくる	a	国際交流イベントの開 催及び参加を通じて、 異文化への理解を深め る機会を創出し、多文 化共生に向けた啓発を 実施します。	<p>《国際交流団体活動支援事業》</p> <p>・イベントの開催及び参加を通じて、異文化に対する理解を深める 機会とした。</p> <p>・「REINAN国際交流のつどい2018」への補助及び参加 (11月11日開催 来場者 約330名)</p>	<p>嶺南地域の住民、在住外国人、国際交流団 体が一室に会し、各国の文化体験やダンス・ パフォーマンスなどの活動を共に行うことで、 異文化理解のきっかけを作ることができた。 今後は、地域住民と在住外国人間の相互理 解と共生をより一層図れるような取り組みをイ ベント内で実施していく必要性を感じる。</p>	継	→	観光交流課	B

基本課題（3）個人の生き方や意思が尊重され活力ある地域社会をつくる

男女共同参画審議会 評価コメント

個人の生き方や考え方が多様化する中で、制度や慣行にとらわれず、自由な活動の選択肢が尊重される社会の実現が不可欠です。

しかし、結婚や出産により仕事を続けられない、また、仕事を続けるために結婚や出産が実現できないという困難が現実としてあり、地域の活力低下を招いています。

こうした、結婚や出産、就労における課題を解決し、個人が自らの意思で結婚や出産、就労ができるようになることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

○家庭・地域・事業所等における取組事例や参考事例を
発表する場があると良い。

施策5 結婚や出産、就労における困難を取り除く

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 結婚や 出産、就労 について、 個人の意 思を尊重 し、地域活 性化に繋 げる	a 結婚や出産、就労を支 援する団体・グループ への情報提供や必要と する支援を実施します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・結婚相談事業に係るチラシを男女共同参画センター内及び市役 所市民ホールに設置し、周知を行った。 ・毎月の広報つるが相談ごと欄に結婚相談事業の開催日を掲載し た。	広く市民への周知に貢献した。	継	→	市民協働課	B

基本目標 2 男女共同参画のための生活環境を整える

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行います。
 ライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりの個性と能力を十分発揮した生活を送るためには、家庭や地域といった生活環境においても、これまでの固定的な性別役割分担の意識にとらわれない考え方が重要です。
 家庭においては、性別にとらわれない役割分担を行い、特に、家事や子育て、介護などと仕事との調和を図ります。
 また、市民のボランティア活動等への参加意識が高まる中、地区コミュニティや市民活動等の主体的に活動する場で、男女共同参画を推進します。

基本課題 (4) 家庭における男女共同参画を進める

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、家庭における固定的な性別役割分担の意識を解消し、お互いの意思を尊重するよう啓発を行います。

男女共同参画審議会 評価コメント

○家族の形態の変化に伴い前進した分野であり、今後も躍進を期待する。

施策6 性別にとらわれない役割分担を行う

計画項目	取り組みの概要	平成30年度			担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う	a 男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」 講師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント) 日時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分 参加者 27名 内容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について	参加者が自己のワーク・ライフ・バランスについて改めて考えられる機会を設けられた。 ワーク・ライフ・バランスは重要な課題であり、今後もワーク・ライフ・バランスを市内各事業所に推進していく必要がある。	継	→	市民協働課	B

② 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合っ 決める	a 家族や夫婦でよく話し合い、家事を分担しましょう。	≪市民の取り組み≫ —	 —	—	—	—	—
---	-------------------------------	--------------------	-----------	---	---	---	---

基本課題(5) 子育てにおける男女共同参画を推進する

男女共同参画審議会 評価コメント

子育て支援について、行政、家庭、地域が一体となって推進します。
 特に、子育てにおける女性の役割が大きい現状に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、子育てについて男性の役割を積極的に考える機会を提供します。
 また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスや児童の放課後対策等を充実します。
 さらに、自立した生活環境を実現するため、貧困など生活上の困難に直面する男女に対し支援を行います。

○家庭での男女共同参画推進のための講座開催により、家事や育児の楽しさを知り、意識の醸成を図っていただきたい。

施策7 行政、家族、地域により子育てを支援する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価				
		実績		成果/課題						
① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する	a	1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるとともに、保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行います。	≪1歳6か月児健診・3歳児健診事業≫ ・健康センターで集団健診として各24回実施した。 受診者数及び受診率 1歳6か月児健診:543人(98.7%) 3歳児健診 :528人(97.8%)		1歳6か月児及び3歳児健康診査を実施した。疾病や障がいを早期発見すると共に、継続支援が必要なケースについては、必要な機関と連携協働し、継続支援につなげることができた。		継	→	健康推進課	B
	b	子どもたちが健やかに育つための環境づくりの充実強化を図るため、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。	≪すこやか育児サポート事業≫ ・母子健康手帳の交付:444冊 ・妊婦等対象セミナー:114人 ・離乳食セミナー:192人 ・7か月児すくすく相談:409人		助産師、保健師が母子健康手帳交付時把握したハイリスク妊婦について、課内ミーティングで支援の方向性を決定し、継続支援を行った。 妊産婦等を対象としたセミナーでは、夫の参加も多く、夫婦で協力して育児を行っていかうとする意識が高まっていると考えられる。		継	→	健康推進課	B

① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する	c	産後、不安のある方を対象に助産師による24時間対応で、必要なケアと保健指導を行います。	<<産後ケア事業>> ・利用人数:10名 利用日数:42日	産後、育児不安や支援者の不在等の理由から、必要なケースに対し、助産所や病院において24時間体制で必要なケアや保健指導を行った。利用者が、必要な時期に産後ケアを受けることで、不安少なく自宅での育児に向き合うことができるなど効果がみられた。	継	→	健康推進課	B
	d	母子ともに健全な状態で妊娠、出産することができるよう、妊娠中に必要な健康診査を行います。	<<妊婦健康診査事業>> ◎県内指定医療機関において個別健診を実施した。 ・妊婦一般健康診査:5,447回 ・初期血液検査:441回 ・子宮頸がん検診:436回 ・HTLV-1抗体検査:429回 ・性器クラミジア検査:440回	県内の医療機関において個別健診を実施した。県下統一の妊産婦連絡票を有効活用し、気がかりな妊婦についての必要な情報を共有することで、継続支援が必要なケースへの切れ目ない支援を行うことができた。	継	→	健康推進課	B
	e	乳児を対象に健康診査を実施し、病気の予防と早期発見及び健康の保持増進を図ります。	<<乳児健康診査事業>> ◎県内指定医療機関において個別健診を実施した。 受診者及び受診率 ・1か月児健診:444人(95.5%) ・4か月児健診:479人(98.8%) ・9~10か月児健診:515人(96.6%)	県内の医療機関において個別健診を実施した。必要な健診が確実に受けられるよう、未受診者については電話等で状況把握及び受診勧奨を行った。	継	→	健康推進課	B

① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する	f 2～3か月児を対象に助産師による親子のマッサージや育児相談を実施し、母親のストレス解消や仲間づくりの支援を行います。 毎月、未就園児を対象に身体計測や保健師による健康診断を実施し、育児支援を行います。 栄養士による食育講座を行い、離乳食や栄養に関する不安を解消し、食に対する意識向上を図ります。	《地域子育て支援センター事業》 ・ベビーすこやかセミナー 毎月2回開催 対象者 生後2～4か月の乳児 参加延べ組数 198組 ・すくすく健康相談(毎月2回開催) 参加者延べ組数 865組(総合) ・計測ぐんぐん(毎月1回開催) 参加者延べ組数 650組(栗野) ・子育て基本講座 参加者延べ組数 15回 235組(総合) 参加者延べ組数 13回 170組(栗野)	ベビーすこやかセミナーでは、助産師、保育士が育児相談に対応し母親のストレス解消、母親同士の情報交換、仲間づくりを支援することができた。 すくすく健康相談では、保健師、栄養士、保育士が身体計測、育児相談に対応し、育児の不安の解消を図った。 子育て基本講座では、乳幼児の栄養面や食に関する事、入園や急病時、発達に関する事など子育てにおける不安の解消を図った。	継	→	子育て総合支援センター	B
② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する	a 男性の家事・育児支援講座を開催し、子育てにおける父親の役割を考える機会を提供します。	《男女共同参画推進事業》 ・男性の家事・育児支援講座を開催 演題「家族総動員！平成最後の掃除にチャレンジしよう」 講師 薮下 智子 氏 日時 平成30年12月8日(土)10時00分～12時00分 場所 南公民館 第1研修室、2階ロビー 参加者 17名(6組) 内容 家庭での男女共同参画推進を目的とした掃除講座	父親等と子どもが掃除のコツを学び、家庭での役割について考える機会を設けることができた。今後も親子で気軽に参加できる講座を開催する。	継	→	市民協働課	B
	b 毎週土曜日に「パパと遊ぼう」を実施します。	《地域子育て支援センター事業》 毎週土曜日開催 ・開催日数 96回 総合 48回、栗野 48回 ・パパ参加人数 423人 総合 210人、栗野 213人 ・平均参加者数 総合 4.37人/回、栗野 4.43人/回	パパが参加しやすいひろば環境になるよう工夫した。 ひろば利用の周知・啓発に努める。	継	→	子育て総合支援センター	B

③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する	a	<p>交流の場の提供・交流促進や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を実施します。地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう個別ニーズの把握、関係機関との連絡調整・連携、協働の体制づくり等の利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ります。</p>	<p>《地域子育て支援拠点事業》 子育てひろば 【延べ利用人数 総合 24,819人 粟野 21,983人】</p> <p>子育て関連情報や知識を提供し、育児相談を実施しました。 【相談件数 ひろば 1,636件 電話 16件】</p> <p>公立保育園対象のマイ保育園事業で、保護者支援を行いました。 【登録数61人 登録妊婦数 0人 参加数 373人】</p> <p>公・私立保育園対象の一日体験保育事業で、保護者支援を行いました。 【参加数 191組】</p>	<p>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行った。</p> <p>保育園と子育て総合支援センターが連携し、マイ保育園登録事業を行った。一日体験保育で未就園児の保育体験、子育てに関する情報提供等、子育て支援を行った。</p> <p>子育て総合支援センター、粟野子育て支援センターの子育てひろばを開設し、子育て親子の交流を促進し、育児不安等の解消を行いました。</p>	継	→	児童家庭課	B
	b	<p>保育園で地域・世代間交流を深め、児童の健全育成を図ります。</p>	<p>《保育所地域活動事業》 ・各保育園にて実施</p>	<p>地域開催のイベントに積極的に参加した。また、お年寄りや小中学生、地域の人々と交流を持ち、地域活動の充実を図った。</p>	継	→	児童家庭課	B
	c	<p>妊婦や未就園児の親子等が身近な保育園に登録することにより、出産前から入園までの間、特に不安の多いこの時期に保育士等が継続的な子育て支援に応じます。</p> <p>また、通常保育園内において保護者と保育士の間で相談援助を行います。</p>	<p>《マイ保育園登録事業》 登録数 61人、登録妊婦数 0人、参加数 417人</p>	<p>妊婦や母親等が身近な保育園に登録することにより、出産前から入園までの間、特に不安の多いこの時期に保育士等が継続的な相談業務に応じ不安解消を図った。</p> <p>また、通常保育園内において保護者と保育士の間で相談業務に応じ不安解消を図った。</p>	継	→	子育て総合支援センター	B

③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する	d 子育て中の親子が利用しやすいように、市内7ヶ所に出向いて、出張子育てひろばを実施します。 また、地域のひろばに、ボランティアの参加を呼びかけます。 子育てサークルに対し活動場所を提供します。	《地域子育て支援センター事業》 ・出張すくすくひろば 参加延べ人数 2,855人 ボランティア延べ人数 105人	市内7か所に出向いて出張子育てひろばを実施し、子育て中の親子の参加促進を図った。 地域のひろばについては、ボランティアの参加を継続して呼びかけた。 子育てサークルに活動場所の提供を行った。	継	→	子育て総合支援センター	B
	e 児童文化センターにおいて、親子で制作や遊びを体験する中で、子どもの発達を促し、親同士の交流を深めて子育てを楽しんでもらいます。	《親子なかよしひろば》 「親子なかよしひろば」を開催した。 開催数 年12回実施 対象者 主に未就園児とその保護者 参加人員 幼児246名 保護者212名	季節行事や運動遊びを通し、集団の中で親子の絆を深めながら個々の発達を助長し、友達とのつながりや親同士の交流を深めた。 参加児童の年齢が1、2歳と低年齢化の傾向が見られることから、低年齢児に合わせた内容の取り組みも行った。	継	→	児童文化センター	B
	f 児童文化センターにおいて、親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う場を提供します。	《関係団体の活動への支援》 おやこきりりん広場等の団体に活動の場を提供した。 団体 4団体 利用回数 100回 利用人数 2,473人	子育てサークル等へ親子が気軽に集い、交流、育児相談等を行う活動の場を提供した。 活動後、当施設を利用して遊ぶなど相乗効果があった。	継	→	児童文化センター	B
④ 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する	a 多様化・複雑化・深化する保育ニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供し、子育てしやすい環境整備を推進します。	《保育サービスの充実》 ・公立保育所11か所、私立保育所8か所、認定こども園4か所、地域型保育事業所2か所 ・平成30年4月1日時点 2号認定1,255人、3号認定629人 ・平成31年3月1日時点 2号認定1,267人、3号認定743人	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化にこたえ、保育の必要性の認定、給付を行った。	継	→	児童家庭課	B

⑤ 児童の放課後対策を充実する	a	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図ります。 小学校6年生までの受入れ拡大を順次進めます。	≪放課後児童健全育成事業≫ 18か所 855人 第3粟野児童クラブ供用開始(平成30年4月) 中央児童クラブ増築部供用開始(平成30年12月) 松原児童クラブ、第2粟野南児童クラブの施設整備を実施(平成31年4月供用開始)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を用意しその健全育成を図った。	継	→	児童家庭課	A
			≪放課後児童健全育成事業≫ ・南、第3粟野南児童クラブ利用人数 南児童クラブ 利用延べ人数 7,520人 第3粟野南児童クラブ 利用延べ人数 3,543人	南小学校区及び粟野南小学校区の児童を対象に、授業終了後、適切な遊び場や生活の場を提供し、児童の健全育成を図り、保護者が安心して就労できるように支援した。	継	→	子育て総合支援センター	B
	b	安全、安心な活動場所を確保し、家庭・学校・地域が一体となって、児童に学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために放課後子ども教室等を推進します。	≪放課後地域子ども教室推進事業≫ 平日の放課後又は週末、長期休暇期間中に開催 9地区公民館において開催 302回 3,417名参加	参加した児童の学習や体験、交流の場として、9地区の公民館にて、様々な教室を開催することができた。 学校から遠い公民館もあり、参加する児童が少ないことが課題。	継	→	生涯学習課	B

施策8 自立した生活環境をつくる

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価		
		実 績	成果/課題	次年度	方向性			
① 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をする	a	児童扶養手当の給付や母子家庭等への医療費助成等を行い、経済的負担を軽減します。	<<ひとり親家庭への支援事業>> 経済的負担を軽減するため各事業を実施した。 ・児童扶養手当支給事業(年3回支給) ・母子家庭等医療費助成事業(毎月) ・母子家庭等福祉資金貸付事業(随時)	児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭の経済的負担を軽減した。	継	→	児童家庭課	B
	b	就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品購入費等の補助を行います。	<<就学援助事業>> 経済的理由により就学困難な児童304名と生徒188名の保護者に対して就学援助を行った。 さらに、平成31年度入学者のうち就学困難な入学前児童49名と生徒48名の保護者に対して入学前準備金の補助を行った。	就学援助を行うことによって、就学困難な児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、児童生徒の就学機会を確保することができた。	継	→	学校教育課	B
② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う	a	母子家庭の母又は父子家庭の父の早期自立を目指し、就業に結びつきやすい看護師や介護福祉士等の資格を取得する期間の経済的負担の軽減を図ります。また、資格取得のための講座受講費用の一部を支給します。さらに、ひとり親家庭が日常生活において一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、支援を図ります。	<<ひとり親家庭への支援事業>> 経済的負担を軽減するため各事業を実施した。 ・児童扶養手当支給事業(年3回支給) ・母子家庭等医療費助成事業(毎月) ・母子家庭等福祉資金貸付事業(随時)	児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭の経済的負担を軽減した。	継	→	児童家庭課	B

② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う	b	ひとり親家庭の状況を把握し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	<<ひとり親家庭への支援事業>> 経済的負担を軽減するため各事業を実施した。 ・児童扶養手当支給事業(年3回支給) ・母子家庭等医療費助成事業(毎月) ・母子家庭等福祉資金貸付事業(随時)	児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭の経済的負担を軽減した。	継	→	児童家庭課	B
	c	安心して相談ができるように、相談窓口、相談電話を設置します。また、保育士が常時相談に応じると共に、必要な情報を提供し、働きながら安心して子育てができるよう支援します。	<<地域子育て支援センター事業、利用者支援事業>> ・相談件数 地域子育て支援センター事業 面接相談 1,620件 電話 16件 利用者支援事業 面接相談 310件 電話 49件	利用者支援窓口、相談電話を設置し、安心して相談ができる環境を整えた。 保育士が常時相談に応じると共に、必要な情報提供を実施した。 働きながら安心して子育てができるように支援した。	継	→	子育て総合支援センター	B

基本課題（6）高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

男女共同参画審議会 評価コメント

高齢者や障がい者がいきいきと安心して暮らすためには、生活面での環境整備と自立支援が重要です。
 そこで、住み慣れた地域や自宅での生活が続けられるサービスを提供するとともに、特に、介護等の相談活動や情報提供を充実させます。

○超高齢社会における男女共同参画社会の形成を期待する。

施策9 福祉サービスの充実で高齢者や障がい者の生活を支援する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	a バスやタクシー等に利用できる外出支援券の交付や老人福祉バスの運行により、高齢者の活動的な生活環境を維持し、社会参加の促進及び健康増進を目指します。	≪高齢者外出支援事業≫ ・80歳以上の高齢者にバス、タクシー、介護タクシー等に利用できる外出支援券を交付した。 利用者数2,919人	在宅高齢者の積極的な社会参加及び介護予防を含めた外出の機会を提供できた。	継	→	長寿健康課	B
	b 重度の身体障がい者が、日常生活に著しい障がいがあるため住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成します。	≪重度身体障害者住宅改造補助金≫ ・重度身体障がい者が、日常生活に著しい障害がある住宅を改造する必要がある場合に費用の一部を補助 補助件数 3件	住宅改造を行ったことにより、重度身体障がい者の日常生活の改善を図ることができた。	継	→	地域福祉課	B

① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	c	国の制度に基づき、障がい者(児)への介護支援や、施設通所による訓練の支援等を行います。	<<障害福祉サービス費>> ・在宅又は施設において、生活上又は療養上の必要な介護等を支援 ・家庭に複数の障害福祉サービス利用者がある場合等にそれぞれの合算額が上限額を超過した場合に超過額を支給し支援 ・身体的又は社会的なリハビリテーションや就労へのつながりを支援 介護給付費 対象延べ人数 5,346人 訓練等給付費 対象延べ人数 3,231人 計画相談支援給付費 対象延べ人数 1,753人	関係機関との連携、本人、家族からの聞き取りにより、障がい者の状態や家族背景、環境に合わせた適切なサービスの支給決定ができた。	継	→	地域福祉課	B
	d	身体障害者手帳所持者及び難病の方に対し、必要に応じて、義肢・装具・車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を原則1割の自己負担で支給します。	<<補装具費>> ・義肢、装具、車いす等の補装具の購入や修理に係る費用を支給 支給件数123件	障がいの特性に合わせた補装具費を支給することにより、身体機能を補うための支援を行うことができた。	継	→	地域福祉課	B
	e	重度心身障がい者(児)及び難病患者の日常生活を容易なものとするため、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援します。	<<日常生活用具給付事業>> ・障がい者に、日常生活用具を給付し、自立した日常生活を支援 給付件数 1,712件	日常生活用具を給付することにより、障がい者の日常生活の向上を図ることができた。	継	→	地域福祉課	B
	f	障がい者の地域での自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。	<<移動支援事業>> ・障がい者の自立生活や社会参加を促すため、外出時の移動を支援 延べ利用者数 481人 延べ利用回数 1,495回	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B
	g	施設にて、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流などを支援します。	<<地域活動支援センター事業>> ・施設にて、創作的活動、生産活動の機会の提供し、社会との交流などを支援 延べ利用者数 553人 延べ利用回数 4,285回	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B

① 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する	h	介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活に関して必要な支援を行います。	≪生活サポート事業≫ ・介護給付の支給対象とならない障がい者に対し、家事や日常生活を支援 延べ利用者数 80人 延べ利用回数 438回	サービス利用希望者のニーズを十分に聞き取り、障がいの状態や家族構成、日常生活能力等を勘案し、適切な支給決定につなげることができた。	継	→	地域福祉課	B
	i	在宅の要介護高齢者が行う、介護保険給付対象外の住宅の改修工事等に対して助成をすることにより、高齢者の在宅生活の維持向上及び福祉の増進を図ります。	≪住環境整備事業≫ ・要介護3以上または、車いすを使用し要介護1以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、洗面台、昇降機の取り付け等改修費用の一部を助成し、在宅生活を支援 助成件数0件(相談件数は5件あり)	要介護者のニーズに合わせた支援を行うため、引き続き実施していく。	継	→	長寿健康課	B
	j	エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上の入居世帯について、入居者の身体が不自由なため1階に移動したい場合には、住宅交換を行います。	≪市営住宅住宅交換≫ ・エレベーターが設置されていない市営住宅の2階以上に入居している、身体が不自由な者がいる世帯を、1階へ移転した。 実績2件	病気や高齢により、市営住宅の2階以上の部屋への昇降が困難であった入居者が、別の市営住宅の1階等に移転することにより、暮らし易くなった。	継	→	住宅政策課	B
	k	市営住宅における高齢者・身体障がい者の居住の安定を図るため、手すりの設置等バリアフリー修繕及び改修工事を行います。	≪市営住宅維持修繕≫ ・市営住宅内の手すり設置や段差解消等バリアフリー改修工事を行った。 実績3件	病気等により歩行困難な市営住宅入居者が、玄関・浴室・トイレ等に手すりを設置したり、段差を無くすことで、暮らし易くなった。	継	→	住宅政策課	B
	l	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修費等の介護保険給付を行います。	≪居宅介護(予防)サービス給付等事業≫ ・住み慣れた地域での生活が継続できるよう、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修費等の各保険給付を行った。 延80, 195件	要介護・要支援認定のある方に対し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう居宅介護(予防)サービス給付等を行った。	継	→	長寿健康課	B

② 介護の役割分担や負担軽減に関する講座を充実する	a	男女共同参画推進講座(市民対象)の開催において、介護の役割分担や負担軽減に関するテーマを設けます。	<<男女共同参画推進事業>> ・男女共同参画推進講座 演題 「男性が介護するということ～男女が共に介護を担う時代～」 講師 立命館大学 産業社会学部現代社会学科 教授 津止 正敏 氏 日時 平成30年12月14日(金)13時30分～15時30分 参加者 18名 内容 講師の実体験を織り交ぜ性別に関係なく介護に取り組むための意識改革を目的とした講座	超高齢社会の現代において介護は誰もが経験する可能性があるため、性別に関係なく介護を担うことができるような意識形成の契機となった。 男性が介護を行う際に、困難となることを事例とともに学ぶ機会を設けることができた。	継	→	市民協働課	B
③ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する	a	市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。	<<市民協働事業補助金>> ・市民活動団体等に市民協働事業補助金制度の周知及び交付を実施 交付件数1件	広く市民に周知するため、市ホームページ、行政チャンネル、広報つるがへの掲載及びチラシを作成した。 補助金交付申請団体や団体からの問合せ等が年々減少傾向にあるため、制度内容及び周知方法を見直す必要がある。	継	↗	市民協働課	B
④ 介護等の相談活動や情報提供を充実する	a	障がい者及びその家族に対し、日常生活等に関する相談、必要な情報の提供等を総合的にを行います。	<<相談支援事業>> ・相談者に対し必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、障がい者本人や保護者を支援 延べ相談件数 20,052件	相談者のニーズに応じた情報提供、助言を行うことができた。	継	→	地域福祉課	B
	b	高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・医療等の各種相談に対応し、適切な介護サービス利用の助言や家族支援を行うため、地域包括支援センターの運営等を行います。	<<包括的支援事業>> 地域の高齢者やその家族の相談(虐待・権利擁護含む)に対応し、情報提供や関係機関との連携等を実施した。 総合相談件数 延9,909件	高齢者の総合相談窓口として、各種相談に対応し、関係機関と連携し対応することができた。今後も増加が予想される各種相談に対応していき、関係機関との連携を図っていく。	継	→	長寿健康課	B

基本課題（7）地域社会における男女共同参画を推進する

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、地区コミュニティにおける男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、本市が委嘱している男女共同参画推進員と連携して、啓発を行います。

特に、女性役員の登用については、地区の自主的な判断によって女性が登用されるよう、市での取り組みを進めます。

また、東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。

そこで、男女共同参画の視点から防災対策を進めることで、地域防災活動や災害時要援護者支援を行うとともに、女性の視点による防災まちづくり活動を推進します。

特に、子育てにおける女性の役割が大きい現状に対して、女性や子どもの健康維持を図るとともに、子育てについて男性の役割を積極的に考える機会を提供します。

また、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスや児童の放課後対策等を充実します。

さらに、自立した生活環境を実現するため、貧困など生活上の困難に直面する男女に対し支援を行います。

男女共同参画審議会 評価コメント

○敦賀市には女性の区長がいること、決定の場に女性が関わっていることはとても良いことである。

施策10 地域活動の中で機会をとらえて啓発を行う

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
①地域の施設やイベントを通じて啓発を行う	a 県の男女共同参画月間(6月)や国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に合わせ、地域の施設やイベントにおいて、啓発パネル展やチラシ配布を実施します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画啓発のためパネル展をオルパークで開催した。(5月31日～6月5日) ・つるが男女共同参画ネットワークと協力し、男女共同参画啓発物を配布した。(6月11日アル・プラザ敦賀店にて街頭キャンペーンの実施) ・児童虐待防止及びDV被害防止啓発パネル展「Wリボン(オレンジ&パープル)キャンペーンを開催(11月12日～16日オルパーク、11月19日～22日市役所)市役所では来場者参加型オブジェの展示、オルパークではデートDV防止啓発の上映を行った。 	<p>街頭にて啓発活動を行うことによって、広く啓発を行うことができた。</p> <p>また、啓発活動の事前周知や啓発活動実施の用紙をホームページに掲載をすることで、より広く周知することができた。</p> <p>敦賀市では初となる児童虐待防止とDV防止の啓発(Wリボンキャンペーン)を同時に実施することにより、多くの市民へ啓発することができた。</p>	継	→	市民協働課	A
② 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する	a 住んでいたり、関わっている区や地区の様々な活動に積極的に参加しましょう。	《市民の取り組み》	—	—	—	—	—

施策11 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る	a 市の各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁内関係部署へ協力を促します。	<p>《各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会や委員会に女性の登用状況調査を行った。 ・審議会女性の割合22.6%、委員会女性の割合21.4% ・庁議において働きかけを行った。 	<p>第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%を達成できていないため、今後も継続して推進する必要がある。</p>	継	→	市民協働課	B

② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する	a 地区の自主的な判断によって地域団体の役員等に女性が登用されるよう区長連合会への働きかけを行います。	<<区長連合会等への働きかけ>> ・区長連合会の定期総会にて男女共同参画の実現を働きかけた。 ・男女共同に関するパンフレットを区長に配布した。(市民協働課から)	地域活動に関する女性参画の意識が醸成された。 女性の区長登用者数はいまだ少ない状況であるので、より一層の啓発に取り組む必要がある。	継	→	総務課	B
③ 地域における制度・慣行を見直す	a 男女を問わず、誰もが区や地区の中で積極的に参加できるしくみをつくりましょう。	<<地域の取り組み>> —	—	—	—	—	—

施策12 男女共同参画の視点からの防災対策を進める

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課	評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性			
① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う	a	男女共同参画推進講座(市民対象)や男女共同参画推進員研修会(地域推進員対象)の開催において、男女共同参画の視点からの防災に関するテーマを設けます。	・防災に関する講座及び研修会の実施なし ・地域防災計画の改訂時に男女共同参画の視点を取り入れた。 (危機管理対策課作成)	地域防災計画の改訂に伴い、避難所での女性への配慮の明確化がなされた。	継	→	市民協働課	B
	b	ひとり暮らし高齢者や障がい者の方などで日常的に家族の支援を受けられない方、また、家族だけでは支援が困難で何らかの助けが必要な方等避難行動要支援者を対象として、災害時における地域ぐるみの避難支援体制づくりを行います。	《避難行動要支援者対策等推進事業》 ・ひとり暮らし高齢者や障がい者等避難行動要支援者の災害時における地域ぐるみの避難支援体制を整えることによってスムーズな避難を支援 要支援者台帳 1, 151名登録	避難行動要支援者台帳に登録していただくことにより、ひとり暮らし高齢者や障がい者等、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることができた。	継	→	地域福祉課	B

<p>① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う</p>	<p>c 市のすべての区の区長で組織する敦賀市地域防災連絡協議会の活動を助成し、自主防災活動の充実強化を図ります。 敦賀市地域防災連絡協議会では、男女の区別なく、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図り、災害の未然防止と被害の拡大を防止します。</p>	<p>《地域防災連絡協議会補助金》 地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災対策活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図るための取り組みができた。 【主な事業】 7月～8月 少年消防クラブ消防体験学習 8月 5日 第56回敦賀地区自衛消防操法大会 8月23日 少年消防クラブ防災研修会(京都市市民防災センター) 9月 8日 福井県女性防火クラブ連絡協議会研修会(県消防学校) 9月14日 少年消防クラブ救急講習 10月30日～31日 ・北陸・中部ブロック女性(婦人)防火クラブ連絡協議会 幹部地域研修会(岐阜県多治見市) 11月 6日～15日 ・秋季火災予防運動 少年消防クラブ・女性消防団街頭広報 ・幼年消防クラブ防火教室 市内保育園(6園) 3月 3日 敦賀市自主防災会・女性防火クラブリーダー研修会 ・講演「みんなで考える!これからの地域の防災・減災・縮災」 ・参加者 各区民、防災士、女性防火クラブ員他(91名) ・講師 人と防災未来センター 研究員 河田 慈人氏 【通年】 ・消火訓練・防火教室等 (169回実施 9,869人参加) ・救急講習 (70回実施 1,474人受講) ・防災訓練奨励助成実施 (12区) ・防災資機材購入助成実施(36区)</p>	<p>災害対応は、「自助」、「公助」だけではなく、地域における「共助」が不可欠である。災害発生後、被災者の救助・救急活動等において重要な役割を担う自主防災組織では、男性だけでなく、女性も主体的に役割を担うため、組織の体制及び活動の強化に繋がる研修会等を実施することができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>危機管理対策課</p>	<p>B</p>
	<p>d 環境を良好な状態に保持するために、クリーンアップふくい大作戦による気比の松原清掃活動を実施します。 本事業は男女が共に気軽に取り組むことができる環境保全活動として毎年多くの市民に参加していただいています。</p>	<p>《環境保全活動など快適な生活環境づくりへの取り組み》 ・クリーンアップふくい大作戦による気比の松原での清掃活動 6月3日(日) 約1,600人参加</p>	<p>男女・年代関係なく幅広い世代の方に参加していただくことができ、市民一丸となって清掃活動を実施することができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>環境廃棄物対策課</p>	<p>B</p>

① 男女共同参画の視点で地域防災活動や避難行動要支援者支援、環境保全活動を行う	e	敦賀市環境美化推進員と連携し、ごみの分別と減量等の理解を図り生活環境の美化を推進します。	<p>《環境美化推進員活動》 各地区に地元から選任された環境美化推進員を委嘱配置した。 推進員総数259名 うち女性64名</p>	左記推進員の配置により、家庭から出るごみの区民への分別指導と、ごみステーションの美化が進められているが、男女が共に参加することにより、地域の環境美化推進の強化が図られている。	継	→	清掃センター	B
② 女性の視点による防災まちづくり活動を推進する	a	女性の視点から防災まちづくりを考える団体に対し、適切な情報提供や助言をし、本市における防災に必要な対策・対応に女性の視点を取り入れていきます。	<p>《女性の視点による防災まちづくり活動への支援》 【主な事業】(地域防災連絡協議会補助金から再掲) 11月6日～15日 秋季火災予防運動 少年消防クラブ・女性消防団街頭広報 3月 3日 敦賀市自主防災会・女性防火クラブリーダー研修会 ・講演 「みんなで考える！これからの地域の防災・減災・縮災」 ・参加者 各区民、防災士、女性防火クラブ員他(91名) ・講師 人と防災未来センター 研究員 河田 慈人 氏</p> <p>《女性の視点による防災まちづくり活動への支援》 ・つるが男女共同参画ネットワーク主催の原子力防災研修の開催時に必要となる支援を行った。</p>	<p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、性別、年齢等にかかわらず、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、多様な住民が自主的に考える機会を設けることができた。</p> <p>つるが男女共同参画ネットワーク会員が原子力防災と避難行動について学び、知見を深めることに貢献した。 他の団体の活動状況を確認するとともに、今後も情報提供や助言を行っていきたい。</p>	継	→	危機管理対策課	B
					継	→	市民協働課	B

基本課題（8）市民や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する

男女共同参画審議会 評価コメント

市民のボランティア活動への参加意識が高まる中で、NPO法人等の市民活動における男女共同参画を最も重点的に推進すべき機会となります。

そこで、NPO法人等の市民活動団体が行うまちづくり活動についての情報提供や支援を行います。

また、男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進し、市民協働による男女共同参画を推進します。

○市民活動の活性化のため、継続的に市としての支援が必要である。

 施策13 まちづくり活動の団体を育成・支援し、団体間でのネットワーク化を図る

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う	a 市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助金を交付します。	≪市民協働事業補助金≫ ・市民活動団体等に市民協働事業補助金制度の周知及び交付を実施 交付件数1件	広く市民に周知するため、市ホームページ、行政チャンネル、広報つるがへの掲載及びチラシを作成した。 補助金交付申請団体や団体からの問合せ等が年々減少傾向にあるため、制度内容及び周知方法を見直す必要がある。	継	↗	市民協働課	B
	b 市民活動団体等への情報提供や支援を実施します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・市内で活動する市民活動団体等への情報提供や広報等を実施	市民活動団体等の活動を広く市民に周知するため、市ホームページ、行政チャンネル及び広報つるがへの掲載を行った。	継	→	市民協働課	B

① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う	c 自助・共助・公助のうち、地域で互いに力を合わせて助け合いながら防災対策を行う共助を支援するため、各地区の区長等で組織する自主的な防災活動へ取り組む団体へ補助金を交付します。	<<地域防災連絡協議会補助金>> 【主な事業】 4月17日 常任理事会及び理事会 4月18日 敦賀少年消防クラブ連合会委員会 5月9日 地域防災連絡協議会 総会 5月24日 福井県女性防火クラブ連絡協議会 総会(福井県庁) 6月6日 敦賀地区少年女性防火推進委員会定例会 【通年】(地域防災連絡協議会補助金から再掲) ・防災訓練奨励助成実施(12区) ・防災資機材購入助成実施(36区)	災害対応は、「自助」、「公助」だけではなく、地域における「共助」が不可欠である。災害発生後、被災者の救助・救急活動等において重要な役割を担う自主防災組織の体制及び活動の強化に繋がる防災資機材購入及び防災訓練等への助成を実施することができた。	継	→	危機管理対策課	B
d	環境基本計画の推進を図るため、環境基本計画を実践する組織である「つるが環境みらいネットワーク」の活動に対する支援・助成を行います。	<<つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援>> ・つるが環境みらいネットワークが行う環境活動推進への支援 つるが環境フェア 12月8日(土) 3,268人参加	男女関係なく幅広い年代の方が運営側、お客として参加していただける環境が整っている。	継	→	環境廃棄物対策課	B
e	男女共同参画を推進する上で、参加する女性の割合が高い図書館のボランティア活動において、その活動支援を行います。	<<図書館における関係団体活動への支援>> ・図書館ボランティアサークルに、活動場所の提供等 ・図書館ボランティア団体連絡会 年2回(8月・3月)開催 ボランティアサークル 6グループ	参加する女性の割合が高い図書館ボランティア活動において、活動場所の提供等で、活動支援を行った。 新たな図書館ボランティアをホームページ等で募集し、ボランティア活動支援を今後も継続する。	継	→	図書館	B
f	中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等の実施団体等に対し支援します。	<<中心市街地賑わい街づくり支援事業>> ・中心市街地の賑わいやコミュニティの再生に寄与するイベント等を支援	新たに学生の商業体験支援を支援メニューに加え、商店街等のイベントへ学生の参画を促進した。定例となっていたイベントの中止等があったため次年度以降、支援事業の広報強化など新規申請を呼び込む取組みが必要である。	継	→	商工貿易振興課	B
g	歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催に係る経費を負担します。	<<敦賀まつり開催負担金>> ・歴史と文化を市内外にアピールし、本市の商工業と観光、伝統文化の継承と発展を図るため、敦賀まつりの開催にかかる経費を負担	50年ぶりに開催された福井国体との連携や、若者向けデジタルコンテンツと融合したニコニコ町会議を開催し、歴史と文化をさらに市内外にアピールした。	継	→	商工貿易振興課	B

① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う	h	景観づくりに取り組む団体が行う実践活動や情報発信に対して補助を行います。	<p>《敦賀景観まちづくり刷新推進協議会》</p> <p>市が構成員として参画する敦賀景観まちづくり刷新推進協議会において「本町通り景観形成ガイドライン」を策定した。</p>	<p>新たに策定した「本町通り景観形成ガイドライン」に基づき、本町通りでの外観整備を3件実施した。</p> <p>協議会の構成員への情報提供と、外観整備の更なる推進が必要である。</p>	維	↗	都市政策課	B
② 男女共同参画を推進する団体・グループへの支援と交流を促進する	a	男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	<p>《つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター移転に伴い、活動場所等について必要な支援を行った。 ・年12回理事会に参加し、情報共有を行った。 ・団体補助金を交付した。 ・情報提供を行った。 	<p>団体の自立した活動を妨げないように配慮しながら、必要となる活動支援を行った。</p> <p>行政とは別の視点で男女共同参画を推進することは重要であり、今後も団体の自立を妨げない適切な支援を継続して行う。</p>	継	→	市民協働課	B

基本目標 3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

仕事面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行っていきます。

特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。

育児休業や介護休業の取得促進をはじめ、多様なハラスメントの防止、女性の管理職への登用を進めるなど、事業者、労働者双方に対して啓発を実施し、就労の場における男女共同参画を推進します。

さらに、農林水産業や自営業などにおいても男女共同参画を進めていきます。

基本課題 (9) 仕事と生活の調和の取れる環境づくりを行う

男女雇用機会均等法や改正パートタイム労働法、育児・介護休業法など、仕事における男女共同参画を推進するため各種の法制度の内容や趣旨、取り組みについて企業等に周知し、制度の推進を図ります。

また、働き方が多様化する中で、一人ひとりが望む働き方ができるよう職場でのワーク・ライフ・バランスを推進します。

男女共同参画審議会 評価コメント

- 広報つるがによる広報は年2回行っているとのことだが、更に他のメディアも活用し広報活動を活発に行う必要がある。
- 事業所において取り組まれてる情報を収集することも推進の一助となる。
- ワーク・ライフ・バランスは認識以上に推進が必要である。

施策14 仕事と家庭、地域活動を両立させるライフスタイルなどの啓発を行う

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度	方向性			
① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する	a	市立敦賀病院におけるパート職員の採用選考試験前に、パートタイムの条件等について説明会を実施し、パートタイムに関する理解の促進を図ります。	<p>《パートタイム労働法に対する支援》</p> <p>・職員募集については、ホームページへの掲載、公共職業安定所へ求人申込みにより広報を行うとともに、採用試験前に説明を実施し、理解の促進を図った。</p>	条件の理解促進により早期離職の防止に繋げることができた。	継	→	病院総務企画課	B
	b	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などの理解を促進しましょう。	《事業所の取り組み》	—	—	—	—	—
② 主体的に制度を導入する企業や団体等を広く紹介する	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)研修会や男女共同参画情報紙において、ワーク・ライフ・バランスを主体的に導入する企業や団体等を広く紹介します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>男女共同参画推進員研修会において、事業者間内でワーク・ライフ・バランスに関する情報交換を行った。</p> <p>広報つるが3月号では、「家庭での男女共同参画」に関する記事を掲載した。</p>	「家庭での男女共同参画」に関する記事で共家事について紹介することで、ワーク・ライフ・バランスに関連することを啓発することができた。今後は事業所の取り組みの紹介を検討したい。	継	↗	市民協働課	C
③ 業種や規模に応じて男女共同参画に関する制度を導入するための啓発や支援を行う	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女共同参画に関する制度を導入するための啓発を行います。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>・事業所推進員研修会</p> <p>演 題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」</p> <p>講 師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美 氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント)</p> <p>日 時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分</p> <p>参加者 27名</p> <p>内 容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について</p>	研修会にて事業所の従業員年齢分布図を用いて、数年先の事業所内の年齢バランスを提示することで、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発することができた。	継	→	市民協働課	B

施策15 多様な働き方を尊重し、職場でのワーク・ライフ・バランスを推進する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価		
		実 績		成果/課題				
① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させます。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演 題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」 講 師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美 氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント) 日 時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分 参加者 27名 内 容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について	誰もが希望する働き方ができるように、事業所に求められることについて啓発することができた。事業所内での男女共同参画推進員がワーク・ライフ・バランスの重要性を周知しやすい研修会を開催していきたい。	継	→	市民協働課	B
	b	市職員の健康の増進等を図り、併せて心身リフレッシュと公務能率の向上のため、年次有給休暇の使用の促進に関し必要な事項を定めま	≪リフレッシュ休暇の取得促進≫ ・年次有給休暇促進要領により、各課にリフレッシュ休暇の取得計画を作成してもらい、利用を促した。	「リフレッシュ」という名目で休暇を取得する職員が少なく、まとまった休暇を取得することで、心身の健康維持がはかれることをさらに周知する必要がある。なお、平成31年度からは年次有給休暇促進要領を改正し、年5日の年休取得を促すように変更する予定である。	継	→	総務課	B
	c	市職員の心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため、7月から9月の期間内で連続する3日の範囲で特別休暇の使用を促進します。	≪夏季休暇の取得促進≫ ・各課に夏季休暇の取得計画を作成してもらい、利用を促した。	取得率は95.9%で、昨年度よりも0.5%増加しており、取得しやすい環境が整ってきていると言える。しかし、3日連続で取得する職員が少なく、まとまった休暇を取得しやすい環境を整備していく必要がある。	継	→	総務課	A
	d	一人ひとりが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及させましょう。	≪事業所の取り組み≫	—	—	—	—	—

② 個人の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する	a	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないよう努めます。	<<代替職員の補充>> ・休業している職員の事務分担等を考慮し、非常勤職員を採用するなど、必要な代替職員を配置した。	代替職員の配置により、職員の負担軽減を図ることができた。 正規職員として任期付職員の採用を今後検討したい。	継	→	総務課	B
	b	次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員の子どもたちの健全な育成のため、特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組めます。	<<次世代育成支援対策行動計画の策定>> ・平成17年4月策定済	特に子育てを行う女性職員のキャリア形成を支援するため、平成28年3月に計画を改正した。これまでの取り組みにより、女性職員の意欲向上や女性のチャレンジを応援する組織風土への変化などが見られ、女性管理職比率も平成30年度には17.9%となり、継続的な成果が見られた。	継	→	総務課	B
	c	子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間、市職員の希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度及び勤務時間の一部を勤務しないことができる育児部分休業制度を導入します。	<<育児短時間勤務制度及び育児部分休業制度の導入>> ・育児短時間勤務取得者:26名 ・育児部分休業取得者:15名	育児短時間勤務、育児部分休業ともに昨年度より取得者が増加しており、制度の周知、取得しやすい環境づくりの成果が出ている。	継	→	総務課	A
	d	市立敦賀病院において、個人の希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入し、労働環境の改善を図ります。	<<労働環境の改善>> ・ワークライフバランスや個人の希望に応じた勤務体制の導入を実施している。また、職員満足度の向上を図るために設置したES(職員満足度)部会にて、労働環境の改善に取り組んだ。	職員アンケートを分析し、労働環境の向上を図るとともに、多職種が連携し、業務の改善を行った。また、職員確保のため、就職説明会に参加した。	継	→	病院総務企画課	B
	e	一人ひとりの希望に応じた勤務が可能となる仕組みを積極的に導入しましょう。	<<事業所の取り組み>>	—	—	—	—	—

基本課題（10）就労の場における男女共同参画を推進する

多くの人が働きやすく、また働き続けられる環境となるよう、事業者、労働者双方に対して男女共同参画の啓発を行います。

特に、女性が働きやすく、また働き続けられる環境を実現するためには、出産・育児前後における支援が最も重要となります。

子育てをしながら仕事を続けたい、あるいは、しばらく子育てに専念してから元の仕事に復帰したい、その他子育てと仕事のバランスについて女性や家庭の希望が実現するよう、相談・支援を行います。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめ、就労の場において多様化するハラスメント防止のための取り組みを推進します。

さらに、企業や市等が女性職員の管理職登用を積極的に図り、女性が働き続けられるよう支援していきます。

男女共同参画審議会 評価コメント

○現状を把握し、周知方法やあり方を考える必要がある。

評価欄

A：男女共同参画の視点から見て、例年以上の大きな成果があった

B：男女共同参画の視点から見て、例年並みの成果があった

C：男女共同参画の視点から見てあまり成果がなかった

D：男女共同参画の視点から見て成果がなかった

施策16 事業者、労働者への男女共同参画の啓発をする

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価			
		実 績		成果/課題					
				次年度	方向性				
① 再就職に向けての講座や研修会を実施する	a ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	≪講座開催状況の提供≫ 母子・父子自立支援員(1人)		母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施した。敦賀公共職業安定所との連携を図り、情報提供を行った。		継	→	児童家庭課	B

② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う	a	福井県と協力し、若年層を対象とした職業適性診断、カウンセリング等の各種就職支援を実施します。	≪ミニジョブステーション敦賀運営事業費≫ ・若年層を対象とした職業適性診断 キャリアカウンセリング等の各種就職支援を実施	平成29年度に比べて場所が変わり、開所日が週1日減になったものの、利用実績は前年度よりも増加した。	継	→	商工貿易振興課	B
② 求人に関する情報提供や再就職の相談、能力開発の支援を行う	b	大学生等就職説明会の開催等、地元企業の従業員を確保するための事業を実施します。	≪企業説明会開催事業≫ ・嶺南6市町及びハローワークで構成する実行委員会が主催する、大学卒業予定者等を対象とした企業説明会を開催し、地元企業の従業員を確保するための施策を実施	平成29年度までは、若狭地区と二州地区で別で行っていた企業説明会を今年度は合同で開催したこともあり、参加者は平成29年度の両地区の合計より増加した。	継	→	商工貿易振興課	B
	c	ひとり親家庭の状況に合わせて、関係機関が実施している就業につながる講座等の情報を提供し、母子・父子自立支援員を中心として就労相談等を行います。	≪相談等への対応≫ 母子・父子自立支援員(1人)	母子・父子自立支援員を中心とした就労相談を実施した。敦賀公共職業安定所との連携を図り、情報提供を行った。	継	→	児童家庭課	B
	d	高齢者の生きがいの充実、就業機会の増大を図るとともに、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与する敦賀市シルバー人材センターへの支援を実施します。	≪シルバー人材センター事業費補助金≫ ・高齢者の日常に密着した、就業機会の確保事業を実施	普及啓発促進として、ホームページからの入会が可能なシステム導入や市民の参加を促す講習会を実施した。また、派遣事業については派遣事業要件緩和の実績を上げることにより充実を図った。	継	→	商工貿易振興課	B

<p>③ 女性の就労・能力発揮のため支援をする</p>	<p>a</p>	<p>男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、女性の就労・能力発揮に係る啓発を行います。</p>	<p>《男女共同参画推進事業》 ・事業所推進員研修会 演題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」 講師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美 氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント) 日時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分 参加者 27名 内容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について</p>	<p>結婚、出産、育児、介護等で自己のワーク・ライフ・バランスが崩れた時に、仕事と両立を図る方法を学ぶ機会を設けられた。 女性が社会で活躍し続けるためには、事業所内での育児休業、介護休業等の制度の充実や、周囲の理解と環境の整備が必要なため、今後も継続して啓発していく必要がある。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
-----------------------------	----------	---	---	--	----------	----------	--------------	----------

施策17 多様なハラスメント防止の取り組みを推進する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課	評価	
		実 績	成果/課題	次年度	方向性			
① 相談窓口を開設し、防止を図る	a	<p>男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。</p> <p>特に、就労の場における女性への様々なハラスメントへの相談内容に対応するため、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化を図ります。</p>	<p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員3名 相談日 毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 8時30分～17時15分 第1・第3金曜日 20時00分まで <p>相談総件146件(うちDV22件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応マニュアルの改訂 窓口担当者用DV対応マニュアルの作成及び配布 DVIによる避難者への手続き案内冊子の作成 関係機関との連携を実施 窓口担当者連絡会への研修案内を実施 相談窓口の周知広報を実施 市内各施設にポスター、相談カードを設置 (ポスター民間29ヶ所、公共39ヶ所) (相談カード公共4ヶ所民間4ヶ所) 成人式にて新成人への啓発チラシを配布 	<p>年々複雑多様化する相談業務に対し、相談員を1名から3名に増員し、相談業務の拡充を行った。</p> <p>相談者のプライバシーを保護するため、男女共同参画センター移転後も相談室は2室個室を確保した。子ども連れの方に配慮し、オムツ交換台等を整えた。</p>	継	→	市民協働課	A
	b	<p>市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談に応じる窓口を開設し、これらの防止を図ります。</p>	<p>《相談苦情処理窓口》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月に相談窓口設置 利用実績なし 	<p>相談窓口の利用実績はないが、ハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等について、職員が共通の認識を持って職務に取り組めるよう、指針を定める必要がある。</p>	継	↗	総務課	B
	c	<p>市立敦賀病院において、ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、監視体制を整えることにより、風通しの良い職場づくりを実践します。</p>	<p>《セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画課における相談対応、労働安全衛生委員会における監視体制の強化を実施 平成29年4月に職員相談窓口を設置 	<p>職員相談窓口の設置により、臨床心理士が職員からの相談に対応した。引き続き職員に周知する。</p>	継	→	病院総務企画課	B

施策18 男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価		
		実績		成果/課題				
① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る	a	男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、ワーク・ライフ・バランスをはじめとして、男女とも育児休業や介護休業をとりやすくするための啓発を行います。	≪男女共同参画推進事業≫ ・事業所推進員研修会 演題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」 講師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美 氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント) 日時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分 参加者 27名 内容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について	各事業所の従業員年齢分布図を用いて、数年先に職場で起こり得る状況(自己もしくは同僚の育児・介護)を想像しフォローする体制を考える契機となった。男女とも育児休業や介護休業をとりやすくするための職場環境の推進に効果的な研修を今後も検討していきたい。	継	→	市民協働課	B
	b	市職員の出産・育児に係る休暇促進を図るため、休暇・休業制度の説明を記載した冊子の更新及び周知を行います。	≪子育て支援ハンドブック≫ 育児休業の制度や、出産・育児に係る支援措置等を庁内掲示板にて周知している。また、認知度の低い特別休暇(出産補助休暇・育児参加休暇)についても、庁内掲示板にて周知を行い、取得率を上げることに努めた。	子育て支援ハンドブックの更新を定期的に行い、制度の周知に努める。 また、取得率の低い休暇については、周知をして認知度を高めるとともに、対象職員が取得しやすい環境づくりを行っていく必要がある。	継	→	総務課	B
	c	市立敦賀病院において、休業等の制度の周知や先進地事例の紹介を通じ、制度の活用を図ります。	≪育児休業、介護休業の両性による取得の促進≫ ・介護休暇取得者:3名	職員に休業制度の周知をし、制度の活用を図った。	継	→	病院総務企画課	B
② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる	a	市職員の育児休業等取得者の代替として非常勤職員を採用するなど、業務遂行に支障が生じないよう努めます。	≪代替職員の補充≫ ・休業している職員の事務分担等を考慮し、非常勤職員を採用するなど、必要な代替職員を配置した。	代替職員の配置により、職員の負担軽減を図ることができた。 正規職員として任期付職員の採用を今後検討したい。	継	→	総務課	B

② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる	b 市立敦賀病院において、育児休暇等が取得しやすい職場の雰囲気づくりを目指します。	<<育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくり>> ・育児休業取得者：17名 ・育児短時間勤務取得者：15名 ・育児部分休業取得者：19名	育児部分休業が昨年度より取得者が増加しており、制度の周知、取得しやすい環境づくりの成果がでていいる。引き続き、休業制度の周知を図るとともに、取得促進のサポート体制を整える。	継	→	病院総務企画課	B
----------------------------	--	--	--	---	---	---------	---

施策19 管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を広げる

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課	評価
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① リーダーや管理職に就くための研修やキャリアアップの機会を男女平等に与える	a 市職員の年齢、経験年数、役職等により必要とされる職務遂行能力を明確化し、その能力を向上させるため、体系的に研修を実施します。	<<新任係長研修等各種研修>> ・市が企画する研修や派遣研修においては、男女平等に受講者を選抜している。	女性職員が、管理職としてのマネジメント能力を高めることを目的とした研修に毎年派遣している。 今後も、各階層ごとに実務能力の向上につながる研修を行い、性別にかかわらず仕事に意欲的に取り組み、能力を発揮することができる職場風土の醸成を行う必要がある。	継	→	総務課	B
② 人事考課制度を活用し、市における女性職員の管理職等への登用を積極的に行う	a 市職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。	<<管理職試験昇格制度>> ・管理職、係長、主査昇格試験をそれぞれ実施した。	昇格試験や人事考課の結果を基に、人事異動において男女を問わず、客観的判断基準に基づき、昇格者を決定している。 しかし、一部職員において昇格試験に挑戦しない者もいるので、昇進意欲の醸成を図る必要がある。	継	→	総務課	B

<p>③ 女性が働き続けるための取り組みに対し支援する</p>	<p>a</p> <p>男女共同参画推進員(事業所推進員)を対象に研修会を開催し、女性が働き続けるための取り組みに係るテーマを設定します。</p>	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <p>・事業所推進員研修会</p> <p>演 題 「ワーク・ライフ・バランス～ちょっと先の未来を考える～」</p> <p>講 師 株式会社For Smile 代表取締役 加藤 裕美 氏 (ワーク・ライフ・バランスコンサルタント)</p> <p>日 時 平成30年11月1日(木)13時30分～15時30分</p> <p>参加者 27名</p> <p>内 容 事業所でのワーク・ライフ・バランス推進について</p>	<p>講師の体験談を交えた具体的な話によって、ワーク・ライフ・バランスが崩れてしまった時を参加者が想像し、介護・育児と仕事の両方を大切にするために必要なことを学ぶ機会を設けることができた。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
---------------------------------	---	--	--	----------	----------	--------------	----------

基本課題（11）農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

男女共同参画審議会 評価コメント

農林水産業は地域の持続的発展にとって重要な産業ですが、家庭や集落単位で営まれていることが多く、経営安定が課題となっています。

そこで、女性に対等なパートナーとして経営等に参画でき、また、女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援など、男女共同参画の推進を図ります。

また、自営業などで女性が主体的に経営参画し、経済的地位の向上が図られるよう、学習や研鑽活動を充実させます。

○様々な分野で女性が活躍されていることは大変心強いですが、今後も一層女性の活躍が推進されていくことを期待する。

施策20 女性の経営への参画機会を拡大する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度			担当課 評価		
		実績	成果/課題	次年度			方向性
① 農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る	a 新規就農をした方が円滑に就農するための就農環境整備や経営安定の支援を行います。	≪新規就農者育成支援事業≫ ・青年就農給付金受給終了後2年目の就農状況報告を受けた。 (女性1名)	青年就農給付金の給付期間終了後、3年間は半期ごとに就農状況報告を受けることになっており、現在の経営状況に応じて必要な助言等を行った。	継	→	農林水産振興課	B
② 女性の起業促進や経営者の学習・研鑽活動を充実する	a 女性経営者の自己研鑽、育成を支援します。	≪女性会事業補助金≫ ・女性経営者の自己研鑽、育成を支援	自然災害や犯罪から従業員を守り、事業を安定的に継続させるための知識やノウハウを習得し、女性の視点から情報を整理し、普及啓発活動に取り組んだ。	継	→	商工貿易振興課	B

基本目標 4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する

市が行う様々な行政サービスは、男女共同参画に関係するものが多くあります。

本市では、男女共同参画室を中心に、あらゆる取り組みについて男女共同参画の視点を持ち、世代や生活形態などに応じてきめ細やかに実施されるよう、関係課との連携を強化します。

基本課題（12）世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

市の取り組みの中で、最も重要となるのが広報と啓発です。市民や企業等、あらゆる主体の自主性を引き出すきっかけ作りが求められます。

そこで、男女共同参画に関する講座や講演会等を充実させるとともに、男女共同参画情報紙を中心に広報活動を強化します。

男女共同参画審議会 評価コメント

○広報つるがに加え行政チャンネル等、あらゆるメディアを利用して広報活動を活発に行う必要がある。

施策21 講座や講演会等を充実する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課	評価	
		実績		成果/課題	次年度			方向性
① 地域・職場・家庭で男女共同参画を实践するための講座を開催する	市民や男女共同参画推進員等を対象に講座や研修会を開催し、男女共同参画推進のための啓発を充実します。	<<男女共同参画推進事業>> ・男女共同参画推進講座 演題 「男性が介護するということ～男女が共に介護を担う時代～」 講師 立命館大学 産業社会学部現代社会学科 教授 津止正敏氏 日時 平成30年12月14日(金)13時30分～15時30分 参加者 18名 内容 講師の実体験を織り交ぜ性別に関係なく介護に取り組むための意識改革を目的とした講座 ・地域推進員研修会 演題 「コミュニケーションで発言力を磨く～男女の意見の尊重～」 講師 株式会社 宙 代表取締役 栗栖 佳子氏 日時 平成31年3月12日(火)13時30分～15時30分 参加者 21名 内容 コミュニケーションを通じて地域での男女共同参画推進について		講座や研修会の開催によって、男女共同参画の意識啓発に繋がった。 超高齢社会の現代において男女が共に介護できるように男女共同参画推進講座を開催した。 地域推進員は地域で活躍されているリーダーが多く、自分の意見を上手に伝える技術と相手の意見を尊重して聞く方法を学ぶ機会を設けることができた。	継	→	市民協働課	B
② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する	講座・講演会等に参加しやすいように、保育園における一時預かり等を実施します。	<<保育サービスの提供>> 公立保育所1ヶ所、私立保育所6ヶ所		保育所に通っていない乳幼児を、保護者の就労または特別な理由(通院、リフレッシュなど)により、緊急、断続的に家庭で保育できないときに、一時預かり事業を継続して実施した。	継	→	児童家庭課	B
③ 男女共同参画情報紙を発行する	男女共同参画推進情報紙「りぷる」を発行します。	<<男女共同参画推進事業>> ・H28年度より単独情報誌「りぷる」から、広報つるがに年2回特集掲載に変更 ・7月号(平成30年6月11日発行3頁) ・3月号(平成31年2月12日発行4頁～5頁)		7月号では、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)について掲載し、性別等による無意識の偏見があることを広く周知できた。3月号では、家庭での男女共同参画の推進を目的とし、家事分担について色をぬって見える化できるように工夫した。 広報つるがは広く周知することができる一方で、老若男女、誰もが閲覧するものなので、難しい用語については、わかりやすい言葉に直したり、注釈を目につく位置に入れる等の工夫をしたい。	継	→	市民協働課	B

基本課題（13）相談体制を充実する

男女の人権尊重や男女共同参画推進を阻害する行為については、防止・抑制していかなければなりません。

DVをはじめとするあらゆる暴力や多様なハラスメントなどについては、起こりうる被害を未然に防止するとともに、発生した場合の対処も必要になります。

本市では、性差に関する相談業務において、個々の状況に的確に対応した助言を行うとともに、関係機関との連携によって被害の拡大を食い止めるなどの取り組みを行います。

また、セクシュアル・マイノリティに対する相談業務にも取り組みを進めます。

男女共同参画審議会 評価コメント

○各種ハラスメントに関する相談事業も大切であるが、併せて、事前予防のためのハラスメント防止研修も重要である。
○相談場所や受けている相談の種類等についてより一層の広報を期待する。

施策22 性差に関する相談業務を充実する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する	男女共同参画に関する様々な相談に応じられる窓口の充実を図ります。 また、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。	≪相談事業≫ ・相談者又は関係機関からの情報により、二州健康福祉センター等と連携して実施 ・窓口担当者連絡会への研修案内 ・関係機関への同行支援を実施	関係機関と情報共有をすることで、きめ細やかな対応をすることができた。また、被害の拡大防止に繋がった。 今後も関係機関と連携を取りながら、ケースによって適切な対応がとれるように情報収集に努めたい。	継	→	市民協働課	A
② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する	同上	同上	同上	継	→	市民協働課	A
③ セクシュアル・マイノリティに対する相談業務に取り組む	同上	同上	同上	継	→	市民協働課	A

基本課題（14）男女共同参画を推進する人材を育成する

男女共同参画審議会 評価コメント

男女共同参画社会を実現するための啓発・支援については、市の取り組みに加えて地域の多くの方から協力を得ることで充実します。

男女共同参画の推進に寄与するNPO法人や市民活動団体、さらには男女共同参画推進団体等の活動を支援し、市全体で男女共同参画社会の実現をめざします。

○団体活動を継続することは容易ではなく、今後も支援が必要である。

施策23 推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度		担当課 評価			
		実績	成果/課題			次年度	方向性
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する	a 男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。 また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	≪つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援≫ ・男女共同参画センター移転に伴い、活動場所について必要な支援を行った。 ・つるが男女共同参画ネットワークの理事会に年12回参加し、情報を共有した。 ・団体補助金を交付した。 ・情報提供を行った。	団体の自立した活動を妨げないように配慮しながら、必要となる活動支援を行った。	継	→	市民協働課	B
② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める	a 市民活動団体で活動している方や市民に対し、男女共同参画の視点で活動していただけるよう働きかけを行います。	≪市民活動団体等への働きかけ≫ ・JoyJoy敦活フェスタを開催し、団体間の交流の促進・活性化を図った。 日時 平成30年11月25日 10時00分～16時00分 参加団体数 28団体(500名)、来場者1,400名 内容 市内で活動するNPO法人や市民活動団体等による活動発表や体験教室の開催	参加団体の募集及びフェスタの開催内容を広く周知するため、市ホームページ、広報つるが、行政チャンネル及びチラシの配布を行った。	継	→	市民協働課	B

基本課題（15）政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

男女共同参画審議会 評価コメント

本市における男女共同参画推進のためには、市が自ら率先しなければなりません。

そこで、市政のあらゆる場面において男女共同参画を積極的に進めます。特に、市民との協働や、審議会など市民参加による政策決定の場での女性の登用、また市の人員配置における女性管理職の積極的登用などを推進します。

○審議会・委員会等の女性登用率は3割を超えないと意思決定できる数値にならないので、今後も継続して啓発が必要である。

施策24 市民参加と協働によるまちづくりを推進する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する	a 市民活動団体等への情報提供や必要とする支援を実施します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・市内で活動する市民活動団体等への情報提供や広報等を実施	市民活動団体等の活動を広く市民に周知するため、市ホームページ、行政チャンネル及び広報つるがへの掲載を行った。	継	→	市民協働課	B
② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る	a 市民協働のまちづくりを推進するため、職員対象の研修会を開催します。	≪市民協働・NPO等活動推進事業≫ ・市民活動団体、市民及び職員の合同で開催 演題 「協働のまちづくりのポイント～わかりやすい目標、当事者意識、楽しむこと～」 講師 福井県立大学 地域経済研究所 講師 敦賀市企画政策部ふるさと創生課 職員 日時 平成30年11月28日 13時30分～15時30分 参加者 34名	市民協働や他者との連携について考え学ぶ機会を設けることができた。	継	→	市民協働課	B
	b 市民協働の意識高揚を図るため、職員へ地域活動への参加を呼びかけます。	≪職員への地域活動参加の呼びかけ≫ ・職員アンケート、庁内掲示板等を通して、地区の行事等、地域活動への参加状況を把握するとともに、積極的に参加するよう呼びかけを行った。	呼びかけにとどまるため、実際に参加者増につながっているかどうかを把握できていない。	継	→	総務課	B

<p>③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する</p>	<p>各種審議会や委員会での市民公募を積極的に実施するため、庁内関係部署へ協力を促します。</p>	<p>《性別や年齢に関係なく、市政に参画できるよう働きかけ》 ・つるが男女共同参画ネットワーク主催市民公開講座の開催を支援した。(主催つるが男女共同参画ネットワーク) 第1回「今なぜ「女性活躍か？」～データでみる福井県の男女共同参画～」 講師 福井県女性活躍推進課 課長 日時 平成30年4月16日(月) 14時30分～15時30分 参加者 61名 第2回「からだのリズムと睡眠」 講師 敦賀市立看護大学 助教 期日 平成30年7月30日(月) 13時30分～14時30分 参加者 50名 第3回「原子力防災研修」 講師 敦賀市危機管理対策課職員 期日 平成30年10月3日(木) 11時00分～12時00分 参加者 20名 ・庁内各種審議会や委員会の女性の登用状況調査を実施した。 ・審議会女性の割合23.6%、委員会女性の割合21.4%</p>	<p>性別に関係なく市政に参画でき、発言権を高めることを目的とした市民公開講座の開催を支援した。(主催 つるが男女共同参画ネットワーク) 第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%を達成できるよう推進していく必要がある。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>市民協働課</p>	<p>B</p>
<p>b</p>	<p>敦賀市政について、広く市民からの提案をいただきます。</p>	<p>《市長への提案メール、アクセス21事業、市民とのざぶとん会など》 ・敦賀市政について、市民からの提案や意見を募集 提案メール 173通 アクセス21 42件 ・市民を対象にまちづくりに関する意見交換を実施 ざぶとん会 開催数 11回 参加者数 248名</p>	<p>・提案メールや公民館等市施設12ヶ所に設置した意見箱及びホームページにより、広く市民から提案や意見をいただいた。 ・ざぶとん会を地区公民館等で開催し、まちづくりに関する意見交換を実施した。 ・提案メールの内容及び市の回答、ざぶとん会の開催状況をホームページで公表した。</p>	<p>継</p>	<p>→</p>	<p>秘書広報課</p>	<p>B</p>

施策25 政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度	方向性		
① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る	a 各種審議会や委員会での女性の積極的登用を図るため、庁議において各部長へ協力を促すとともに、庁内推進体制(敦賀市男女共同参画推進会議)を構築して積極的に推進します。	<<各種審議会や委員会での女性の積極的登用の働きかけ>> ・庁内各種審議会や委員会の女性の登用状況調査を実施した。 ・審議会女性の割合23.6%、委員会女性の割合21.4%	第3次つるが男女共同参画プランの目標数値指針である30%を達成できるよう推進していく必要がある。目標値を達成できるように、目標値に達成していない課には、目標の設定を依頼する等を検討する必要がある。	継	→	市民協働課	B
② 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する	a 職員の意欲増進、資質の向上及び組織の活性化を図るため、管理職へ昇格するための選抜試験を実施します。	<<管理職試験昇格制度>> ・管理職、係長、主査昇格試験をそれぞれ実施した。	昇格試験や人事考課の結果を基に、人事異動において男女を問わず、客観的判断基準に基づき、昇格者を決定している。 しかし、一部職員において昇格試験に挑戦しない者もいるので、昇進意欲の醸成を図る必要がある。	継	→	総務課	B

基本課題（16）庁内推進体制を充実する

市の様々な取り組みは、男女共同参画を推進するうえでも重要なものです。そこで、市のすべての取り組みについて、男女共同参画の視点を取り入れるよう、所管する市民協働課男女共同参画室を中心として全庁的な推進体制を構築します。特に、関係事業の実施状況について男女共同参画室が把握・評価し、指導していきます。

男女共同参画審議会 評価コメント

○審議会・委員会等の女性割合が対外的バロメーターとなる為、更なる女性登用を行う必要がある。

施策26 男女共同参画の推進拠点を充実する

計画項目	取り組みの概要	平成30年度			担当課 評価	
		実績	成果/課題	次年度		
① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する	a 男女共同参画推進団体である「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援します。また、男女共同参画を推進する団体・グループへの情報提供や必要とする支援を実施します。	≪つるが男女共同参画ネットワークへの運営支援≫ ・男女共同参画センター移転に伴い、行事の活動場所等について必要な支援を行った。 ・年12回理事会に参加し、情報共有をした。 ・団体補助金を交付した。 ・情報提供を行った。	団体の自立した活動を妨げないように配慮しながら、必要となる活動支援を行った。行政とは別の視点で男女共同参画を推進することは重要なことであり、今後も団体の自立を妨げない適切な支援を継続して行う。	継	→	市民協働課 B
② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する	a 全庁的な男女共同参画の推進体制を構築するため、敦賀市男女共同参画推進会議において、働きかけを強化します。	≪敦賀市男女共同参画推進会議における働きかけ≫ ・施策実施報告のみのため敦賀市男女共同参画推進会議は開催せず、効率化を図り文書での報告を行った。	男女共同参画推進には他部署の理解と協力が必要なため、働きかけを継続して行う必要がある。他部署と横断的に男女共同参画を推進していくために、効果的な方法で働きかけを行う必要がある。	継	→	市民協働課 B

施策27 各部署の事業で参画を進める

計画項目	取り組みの概要	平成30年度				担当課 評価		
		実績		成果/課題				
① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する	a	男女共同参画情報紙やホームページ等に掲載する場合、男女の人権を踏まえた表現に配慮します。	<p>《男女共同参画推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や情報誌のホームページ記載事項に配慮した。 	<p>男女及び幅広い世代の方に見やすく、今後も工夫していきたい。</p> <p>人権を取り巻く社会情勢は変化していくので、人権を踏まえた表現に配慮できるよう男女共同参画に関する情報収集に今度も努める。</p>	継	→	市民協働課	B
	b	ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう配慮します。また、基本的人権やプライバシー権等に十分留意することを職員向けの研修で指導します。	<p>《市ホームページ及びSNSでの表現等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ研修において、アクセシビリティについて指導 ・音声読み上げソフトの更新 	<p>ホームページ及びSNSにおいて情報発信する際には、利用者の年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できるよう配慮すること、基本的人権やプライバシー権等に十分留意することを職員向けの研修にて指導した。</p> <p>音声用見上げソフトは機械的に読み上げるため、人の手で随時更新していく必要がある。</p>	継	→	情報管理課	B
	c	広報紙や行政チャンネルの中で、男女の人権を踏まえた表現になるよう文章や映像編集、イラスト使用等に配慮します。	<p>《広報紙発行、CATV行政チャンネル制作委託事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙及び行政チャンネルの中で、男女が平等に表現されるようにイラスト使用や映像編集を心がけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や行政チャンネルの内容が、老若男女に配慮したものとなった。 	継	→	秘書広報課	B
② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する	a	敦賀市男女共同参画推進条例第16条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表します。	<p>《つるが男女共同参画プラン・施策実施報告書》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課の施策実施状況を把握し、公表を行った。 	<p>庁内全体の取組状況を把握することができた。また、男女共同参画の意識啓発に繋がった。</p>	継	→	市民協働課	B

③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る	a	DV被害者の早期発見とその支援を図るため、病院や保育現場をはじめとする、DV被害者と関わる職員又は関わる可能性のある職員を対象に研修を行います。	<<男女共同参画推進事業>> ・DV防止講座 演 題 「男性からの相談対応研修～なぜ男性相談は必要なのか～」 講 師 オフィスよしおか 代表 吉岡 俊介 氏 日 時 平成30年7月11日(水) 13時30分～15時30分 参加者 51名(幼稚園、保育園園長、市職員) 内 容 男性の立場からのジェンダー問題を考える講座 ・窓口担当者連絡会への研修案内	男性からの相談にも柔軟に対応できるように関係知識を得ることができた。	継	→	市民協働課	B
	b	相談業務関係窓口担当者連絡会を開催し、各相談機関との連携を密にし、相談業務の強化にあたります。	<<窓口担当者連絡会>> ・窓口担当者連絡会の開催 2回 ・研修の案内 ・窓口担当者用DV対応マニュアルの作成及び配布	相談関係業務担当者連絡会を改め住基支援担当者を含む窓口担当者連絡会とし、被害の早期発見・防止について学び、相談業務の強化を図った。	継	→	市民協働課	B